

令和6年度事業計画

令和6年を迎え、新型コロナの5類移行に伴い約4年ぶりに通常の本会事業を実施することができるようになりました。行動が制限されていた中でも、所有者不明土地問題に起因する各種法改正や新たな制度の実施がされ、土地家屋調査士を取り巻く状況は、日々大きく変化をしているところであります。

本年4月には相続登記の義務化が施行され、国民に広く周知すべく、土地家屋調査士会で行われていた無料登記相談は、横浜地方法務局本局及び各支局においても相談窓口を設置することとなりました。また、不動産登記規則第77条に規定されているとおり、原則として基本三角点等を使用した測量の徹底をする必要があり、本会としても登記基準点測量に関する研修会の実施を行い、より復元性の高い地積測量図の作成に努めていきます。

所有者不明土地・建物管理制度では特定の不動産に特化した管理人を置くこととなりますが、境界の確認などを伴う事例については土地家屋調査士が選任される事例も考えられることから、より一層知識の向上に努める必要が求められます。また、民法の改正により、相隣関係の見直しや共有関係のルールの見直しがされ、間違った理解を防止するためにも各種研修会に積極的な参加をしなければなりません。オンライン申請はじめ、デジタル社会の推進により、土地家屋調査士会もさらなる効率的な会務運営のため、WEBを利用した会員への業務連絡、研修会の通知・回答を推進していきます。紙ベースでの連絡・通知・回答は最小限に留め、今年度末にはFネットによる連絡等を廃止する方向で検討を進めます。

本年度は引き続き、WEB等を利用した会議や研修会の実施と安定した会務運営が行えるよう事業の体制の充実に努めます。

総務部においては、円滑な会務運営と会員に対する注意及び指導を行います。また、法改正や各種制度の変更に伴う対応を速やかに行います。

財務部においては、引き続き本会財政状況の安定の為に将来への備えを行い、各種の積立を充実させるべく、より効率的な予算執行を行います。

業務部においては、調査士業務が円滑に処理できるよう、横浜地方法務局や日調連及び各行政との情報交換等に努め、会員各位に速やかに伝達することを事業の中心といたします。引き続き円滑な登記事務処理のためにオンライン申請の推進を行います。また、過去に周知された通知等を整理し、特に重要な通知等については改めて会員への周知に努めます。本会ホームページの閲覧等、本会が発信する情報に注意いただき、今後一層のホームページの利用促進に御協力をお願いいたします。

広報部においては、予算状況を考慮しながら、神奈川県土地家屋調査士政治連盟、関連特別委員会、各支部広報員と協力し、より効率的な広報活動を行います。また、社会貢献活動として県内各校で開催してきた出前授業に加えて、今年度から神奈川大学において寄付講座を開設します。

研修部においては、年次研修、その他会員研修等を実施し、対面での研修・屋外で実施する研修・WEB等を利用した研修等、研修内容に合わせた実施方法で行います。

「境界問題相談センターかながわ」の運営については、これまで同様、本会が一定額の経費負担をしたうえで弁護士会と協力し、事業を継続運営いたします。また、越境物に関する覚書の作成を支援する新規の業務を実施します。

最後に、土地家屋調査士制度の維持発展のためには、すべての調査士が、業務処理に対する高い意識と責任感を持つことにより、依頼者に対する信頼関係の構築、国民に対する知名度の向上、更には新たに調査士を目指す若い年代の育成に繋がると考えております。そのためにも会員皆様の御協力をお願いしながら事業の執行に努めたいと考えます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

総務部

1. 会務運営の効率化
2. 会員の執務指導
3. 法務局及び他調査士会、関係団体等との連携
4. 法改正・会則・諸規則等の整備に関する対応

財務部

1. 入会金及び会費の徴収並びに支出の効率化と管理
2. 会館設備の整備及び今後の修繕計画の検討
3. 福利厚生事業の実施

業務部

1. 調査士業務に関する指導及び連絡
2. 適正なる業務処理の推進
3. 調査士業務に関する資料の収集及び公開

広報部

1. 災害時協力協定、空家等対策への取組を活用した制度広報活動
2. 行政機関等での動画広告、無料動画配信など効果的な制度広報活動の実施
3. ホームページを利用した広報活動、会報誌の発行
4. 無料登記相談会の実施

研修部

1. 年次研修の実施
2. 会員研修、新入会員研修の実施
3. 研修内容と運営に関する情報収集と研究